

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項の規定に基づく協力要請 に関する飲食店を対象とした調査及び指導等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第31条の6第1項の規定に基づき、本県では、4月5日から5月11日までの間、仙台市内の飲食店に対し、まん延を防止するために必要な措置（営業時間の変更等）の実施について協力要請するとともに、この要請に応じず、午後8時以降の営業を継続していることが疑われる施設について、複数回にわたり電話及び訪問による調査及び指導を行ってまいりました。

本日、この要請に応じず、午後8時以降の営業を継続している飲食店15施設について、法第31条の6第3項の規定に基づき、まん延を防止するために必要な措置（営業時間の変更等）を講ずるよう命令を行いましたので、お知らせします。

### 1 調査の結果等について

#### (1) 調査件数

仙台市内の食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を有する飲食店 9, 013店舗

#### (2) 内容

##### イ 外観調査等

令和3年4月5日から、巡回による外観調査を実施。

午後8時以降の営業が疑われる施設に対し、電話により、営業時間の変更について協力を要請した上で、後日訪問により対応状況を確認。

##### ロ 現地調査及び指導

外観調査の結果、午後8時以降の営業が確認された施設等に対し、再度電話による協力要請を行った上で、後日訪問により対応状況を確認。

これらの現地確認の際等に、要請に応じない場合は、法に基づき命令及び公表することを通知し、再度協力を要請。

### 2 指導状況等について

対象9, 013店舗のうち、20施設について、法第31条の6第1項の規定に基づく協力の要請に応じず、午後8時以降に営業していることを確認した。

当該施設について、同条第4項の規定に基づき学識経験者等からの意見聴取を経て、弁明の機会の付与を行い、弁明通知書送付の後に要請に従う旨回答のあった飲食店を除き、令和3年5月7日付けで同条第3項の規定に基づく命令を15店舗に対し実施した。

#### (1) 学識経験者等からの意見の概要

##### イ 意見を聞いた学識経験者等

・医師（7人）、弁護士（1人）、経済団体関係者（1人）

##### ロ 主な意見

- ・時短要請拒否を確認した飲食店全てを対象に命令を行うほうが公平性の観点からは適当。
- ・まん延防止等重点措置の実効性の低下を招かないよう、命令・公表することが適当。
- ・要請に従わない事業者を放置すれば、要請に従っている事業者も追随することが懸念される。

※なお、命令は「特に必要があると認めるとき」（法第31条の6第3項）に行うものと定められているため、県から、当県における感染拡大の恐れ等について説明を行った上で意見を聴取している。

#### (2) 弁明書の概要

##### イ 弁明書の提出があった飲食店数 3店舗

##### ロ 弁明書の内容

- ・経営状況等（利用者からの要望、他店への従業員の引き抜き、雇用の維持等）を理由に時短要請に応じないとするものであり、「正当な理由」には当たらないと判断される。

併せて、同条第5項の規定に基づき、施設名等を以下のホームページに公表。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/covid-19.html>

※ 公表後に、施設から、要請に応じる旨の連絡を受けた施設については、県が確認した上で、ホームページから施設名を随時削除します。